

様式第二十号の次に次の五様式を加える。

家畜人工授精所開設許可に係る事項変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

家畜人工授精所の開設者の住所

家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称

印

家畜改良増殖法第25条の2第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

家畜人工授精所の管理番号			
家畜人工授精所の名称及び所在地			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称及び住所			
家畜人工授精所の名称及び所在地			
家畜人工授精所を管理すべき獣医師又は家畜人工授精師の氏名、住所及び登録番号又は免許番号			
家畜の種類及びその業務の別			
家畜人工授精所の構造、設備及び器具			
家畜人工授精所の開設者が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び名称			

(日本畜産規格A4)

備考

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 家畜の種類及びその業務の別の欄中、業務の別は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
 - 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
 - 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のふたから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存

家畜人工授精所 廃止 休止 再開 届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

家畜人工授精所の開設者の住所

家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称

印

廃止

家畜改良増殖法第25条の2第2項の規定に基づき、家畜人工授精所の 休止 の届出をします。
再開

記

- 1 家畜人工授精所の管理番号
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地
- 3 廃止し、休止し、又は再開しようとする年月日
- 4 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
- 5 廃止し、又は休止しようとする場合にあっては、家畜人工授精所で保存する家畜人工授精用精液及び家畜受精卵を処分する時期、場所及びその方法

(日本産業規格A4)

備考

氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。

家畜人工授精所開設許可証書換交付（再交付）申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

家畜人工授精所の開設者の住所

家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称

印

家畜改良増殖法施行規則第 38 条（第 39 条）の規定により家畜人工授精所開設許可証の書換交付（再交付）を受けたいので、下記により申請します。

記

- 1 家畜人工授精所の管理番号
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地
- 3 書換交付の場合にあつては、許可証の記載事項の変更の箇所
- 4 申請の事由

（日本産業規格 A 4）

備考

氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。

様式第二十四号

その一(家畜人工授精用精液についての譲渡等記録簿)

家畜人工授精所の管理番号： 家畜人工授精所の名称及び所在地：							
譲渡・譲受等した年月日	種畜の名称	精液採取年月日	家畜人工授精用精液証明番号	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の管理番号又は氏名(名称)・住所	譲渡、譲受等の内容	備考欄
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							

備考

- 1 「譲渡・譲受等した年月日」の欄には、譲渡し、譲受し、廃棄し、又は亡失した年月日を記載するとともに、亡失した場合にあっては、その亡失の事実を知った日を記入し、亡失したものが見つかつた場合は、当該亡失の記録の備考欄にその旨記載するなど、亡失したものが見つかつたことが分かるように記載すること。
- 2 年月日を記載する場合には、西暦で記載すること。
- 3 「譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無」の欄には、次の区分により番号を記入すること。ただし、二を記入する場合は、備考欄に具体的な相手方について記載すること。(例：自家利用の畜産農家、学術目的など)
 - 1 有
 - 2 無
- 4 「譲渡、譲受等の内容」の欄には、次の区分により番号を記入すること。
 - 1 譲渡
 - 2 譲受
 - 3 廃棄
 - 4 亡失
- 5 譲渡等記録簿は、この様式で規定されている事項が必要ときに速やかに開合できるように記録すること。

様式第二十四号

その二（家畜受精卵についての譲渡等記録簿）

家畜人工授精所の管理番号： 家畜人工授精所の名称及び所在地：						
譲渡・譲受等した年月日	家畜受精卵を生産した家畜人工授精所の管理番号	家畜体内受精卵証明書番号又は家畜体外受精卵証明書番号	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所等の管理番号又は氏名（名称）・住所	譲渡、譲受等の内容	備考欄
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						

備考

- 1 「譲渡・譲受等した年月日」の欄には、譲渡し、譲受け、廃棄し、又は亡失した年月日を記載するとともに、亡失した場合にあっては、その亡失の事実を知った日を記入し、亡失したものが見つからなかった場合は、当該亡失の記録の備考欄にその旨記載するなど、亡失したものが見つかかったことが分かるように記載すること。
- 2 年月日を記載する場合には、百暦で記載すること。
- 3 「譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無」の欄には、次の区分により番号を記入すること。ただし、2を記入する場合は、備考欄に具体的な相手方を記載すること。（例：自家利用の家畜農家、学術目的など）
 - 1 有
 - 2 無
- 4 「譲渡、譲受等の内容」の欄には、次の区分により番号を記入すること。
 - 1 譲渡
 - 2 譲受
 - 3 廃棄
 - 4 亡失
- 5 譲渡等記録簿は、この様式で規定されている事項が必要ときに逐やかに照合できるように記載すること。
- 6 「家畜体内受精卵証明書番号又は家畜体外受精卵証明書番号」の欄において、当該記載に係る家畜受精卵を収めた容器に、家畜体内受精卵証明書番号又は家畜体外受精卵証明書番号ではなく、第42条第1項第2号ロ及びハが表示されている場合は、これらを同欄に記載すること（名前を記載する場合はカタカナで記載する。）。

様式第十五号を様式第十六号とし、同様式の次に次の三様式を加える。

第 号 授 精 証 明 書

種畜	家畜人工授精用 精液証明書番号		名 前	
精液を注入した雌畜	名 前			
	家畜登録機関名 及び登録番号			
	種類及び品種			
	毛色及び特徴			
	生 年 月 日			
	飼養者の氏名又は名称及び住所			
精 液 注 入 年 月 日				

上記のとおり家畜人工授精用精液を雌畜に注入したことを証明する。

年 月 日

獣医師（家畜人工授精師）

登録番号（免許番号） (県) 第 号

住 所

氏 名

印

（家畜人工授精用精液証明書又は精液採取に関する証明書（乙）をここにはり
付けること。）

備考

- 1 授精証明書を交付した場合は、その写しを書面又は電磁的記録により獣医師又は家畜人工授精師が保管しておくこと。
- 2 混合精液を使用した場合には、種畜の名前の欄には、使用した混合精液に添付されている家畜人工授精用精液証明書表の精液を採取した種畜の名前の欄に記載されている事項をそのまま記載すること。
- 3 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

第 号

体内受精卵移植証明書

体内受精卵を採取した雌畜	家畜体内受精卵証明書番号又は体内受精卵採取に関する証明書番号		名 前	
体内受精卵を移植した雌畜	名 前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品 種			
	毛 色 及 び 特 徴			
	生 年 月 日			
	飼養者の氏名又は名称及び住所			
体内受精卵移植年月日				

上記のとおり家畜体内受精卵を雌畜に移植したことを証明する。

年 月 日

獣医師（家畜人工授精師）

登録番号（免許番号）（県）第 号

住 所

氏 名

印

（家畜体内受精卵証明書又は体内受精卵採取に関する証明書をここにはり付けること。）

備考

- 1 体内受精卵移植証明書を交付した場合は、その写しを書面又は電磁的記録により獣医師又は家畜人工授精師が保管しておくこと。
- 2 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

第 号

体外受精卵移植証明書

卵巣を採取した雌畜(そのとたいから卵巣を採取した雌畜を含む。)	家畜体外受精卵証明書番号又は体外受精卵生産に関する証明書番号		名前	
体外受精卵を移植した雌畜	名	前		
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品	種		
	毛 色 及 び 特 徴			
	生	年	月	日
	飼養者の氏名又は名称及び住所			
体外受精卵移植年月日				

上記のとおり家畜体外受精卵を雌畜に移植したことを証明する。

年 月 日

獣医師(家畜人工授精師)

登録番号(免許番号) (県) 第 号

住 所

氏 名

印

(家畜体外受精卵証明書又は体外受精卵生産に関する証明書をここにはり付けること。)

備考

- 1 体外受精卵移植証明書を交付した場合は、その写しを書面又は電磁的記録により獣医師又は家畜人工授精師が保管しておくこと。
- 2 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項(平成15年法律第72号)の個体識別番号をいう。)を記載すること。

様式第十四号を様式第十五号とし、様式第十三号を次のように改める。

家畜人工授精師免許申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

住 所

氏 名 印

家畜改良増殖法第16条第1項の規定により家畜人工授精師の免許を受けたいので、
家畜改良増殖法施行規則第26条第1項各号に掲げる書類を添えて、下記により申請します。

記

1 本籍地都道府県名（国名）

2 住 所

ふりがな
3 氏 名
（旧姓）
免許証への旧姓併記の希望の有無 有・無
（いずれかを丸で囲むこと。）

4 生年月日

5 家畜の種類及びその業務の別

（日本産業規格A4）

備考

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 5の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精の業務
 - 2 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植の業務
 - 3 家畜人工授精、家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務

様式第十号から様式第十二号までを削る。

様式第九号その一を様式第十三号その一とし、様式第九号その二中「㊦㊧㊨㊩」を削り、「㊦㊧」の次に「㊦㊧㊨㊩」を加え、同様式を様式第十三号その二とする。

様式第九号その三を次のように改める。

注入した雌畜	番 号				
	名 前				
	家畜登録機関名及び登録番号				
	種 類 及 び 品 種				
	毛 色 及 び 特 徴				
	生 年 月 日				
	飼養者の氏名又は名称及び住所				
注入精液	注 入 年 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	種 畜 の 名 前				
	家畜人工授精用精液証明書番号				
授精証明書	発 行 年 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	番 号				
子 畜	性				
	生 年 月 日				
摘 要					

備考

- めん羊、山羊及び豚については、子畜の性の欄に雄及び雌の別にその頭数を記載し、又は記録すること。
- 注入を受けた雌畜の飼養者から授精証明書の交付を要求される前においては、家畜人工授精用精液証明書を添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿を電磁的記録により作成する場合にあっては、家畜人工授精用精液証明書を必要なときに速やかに照合できるよう適切に保管しておくこと。
- 混合精液を使用した場合には、種畜の名前の欄には、使用した混合精液に添付されている家畜人工授精用精液証明書表の精液を採取した種畜の名前の欄に記載されている事項をそのまま記載すること。
- 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

様式第九号その四を様式第十三号その四とし、様式第九号その五を次のように改める。

- 1 獣医師が検査ごとに作成して体内受精調の採取及び処置に関する事項を記載し、又は記録すること。
- 2 年については、個体識別番号の欄に個体識別番号（牛の個体識別のための管理の管理及び仕向けに関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。
- 3 体内受精調の採取し、畜を産することとなる母の受胎の受胎に付随したときは、畜産簿にその体内受精調採取に関する証明番号を記載し、又は記録すること。
- 4 正を受精調の形成した、調の分娩後胎動の調が明らかになるとするスケッチを、調の産後調の品番コード及び受胎スケッチを記載すること。
- 5 ※(1) 印の欄には、体内受精調を採取した獣医師が体内受精調を調製する場合に限り記載し、又は記録する。

(※2) 同一の受胎人工受精管内において、同一の受胎体内受精調証明番号を使用しないこと。

様式第九号その六を次のように改める。

様式第九号その七を次のように改める。

移植した雌畜	番 号					
	名 前					
	家畜登録機関名及び登録番号					
	品 種					
	毛 色 及 び 特 徴					
	生 年 月 日					
	飼養者の氏名又は名称及び住所					
移植した受精卵	移 植 年 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	名 前	種 畜				
		雌 畜				
	体 内	家畜体内受精卵証明書番号 又は体内受精卵採取に関する証明書番号				
	体 外	家畜体外受精卵証明書番号 又は体外受精卵生産に関する証明書番号				
移植証明書	発 行 年 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	番 号					
子 畜	性					
	生 年 月 日					
摘 要						

備考

- 1 子畜の欄には、子畜がいずれの受精卵によるものであるかが明らかになるように記載し、又は記録すること。
- 2 双子以上の分娩にあっては、その旨を摘要欄に記載し、又は記録すること。
- 3 移植を受けた雌畜の飼養者から体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書の交付を要求される前においては、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書を添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿を電磁的記録により作成する場合にあっては、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書を必要ときに速やかに照合できるよう適切に保管しておくこと。
- 4 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

様式第九号その八を様式第十三号その八とし、様式第九号その九を様式第十三号その九とし、様式第八号の三を次のように改める。

第 号

体外受精卵生産に関する証明書

交配した種畜	種畜証明書番号		等級	
	名前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品種			
卵巣を採取した雌畜(そのと たいから卵巣を採取した雌畜 を含む)	名前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品種			
	(個体識別番号)			
	飼養者の氏名又は名称及び住所			
体外受精卵検査年月日				
家畜人工授精用精液証明書番号				

上記のとおり体外受精卵を生産したことを証明する。

年 月 日

獣医師(家畜人工授精師)

登録番号(免許番号)

(県) 第 号

住所

氏名

印

(日本産業規格A5)

備考

- 1 牛については、「(個体識別番号)」の欄に個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項(平成15年法律第72号)の個体識別番号をいう。)を記載すること。
- 2 この証明書を作成した獣医師又は家畜人工授精師は、この証明書に記載された家畜体外受精卵について、当該家畜体外受精卵の生産の事業を行う者の求めに応じ、使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限がある場合は、本証明書における任意の場所に当該制限の内容を表示することができる。なお、当該制限の内容を概要で記載の上、当該制限を表示したウェブサイトのアドレス又は当該家畜人工授精用精液の生産の事業を行う者の電話番号等を記載することもできる。

様式第八号の二を次のように改める。

第 号

体内受精卵採取に関する証明書

交配した雌畜	種畜証明書番号		等級	
	名前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品種			
体内受精卵を採取した雌畜	名前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品種			
	(個体識別番号)			
	飼養者の氏名又は名称及び住所			
体内受精卵採取年月日				
種付証明書番号又は家畜人工授精用精液証明書番号				

上記のとおり雌畜から体内受精卵を採取したことを証明する。

年 月 日

 獣医師 登録番号 第 号
 住 所
 氏 名

印

(日本産業規格 A 5)

備考

- 牛については、『(個体識別番号)』の欄に個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項(平成15年法律第72号)の個体識別番号をいう。)を記載すること。
- この証明書を作成した獣医師は、この証明書に記載された家畜体内受精卵について、当該家畜体内受精卵の生産の事業を行う者の求めに応じ、使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限がある場合は、本証明書における任意の場所に当該制限の内容を表示することができる。なお、当該制限の内容を概要で記載の上、当該制限を表示したウェブサイトのアドレス又は当該家畜体内受精卵の生産の事業を行う者の電話番号等を記載することもできる。

様式第八号を次のように改める。

第 号

精液採取に関する証明書（乙）

精液を採取した種畜	種畜証明書番号		種畜の等級	
	名前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	種類及び品種			
	飼養者の氏名又は名称及び住所			
精液採取年月日				

上記のとおり種畜から精液を採取したことを証明する。

年 月 日

獣医師（家畜人工授精師）

登録番号（免許番号）（県）第 号

住 所

氏 名

印

（備考）

この証明書は、精液を採取し、封を施すことなくその場で雌畜に注入し、又は体外授精を行った場合に、精液を採取した獣医師又は家畜人工授精師が当該雌畜の飼養者又はこの精液を用いて体外授精を行った獣医師若しくは家畜人工授精師に対して交付するものである。

（日本産業規格A5）

備考

この証明書を作成した獣医師又は家畜人工授精師は、この証明書に記載された家畜人工授精用精液について、当該家畜人工授精用精液の生産の事業を行う者の求めに応じ、使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限がある場合は、本証明書における任意の場所に当該制限の内容を表示することができる。なお、当該制限の内容を概要で記載の上、当該制限を表示したウェブサイトのアドレス又は当該家畜人工授精用精液の生産の事業を行う者の電話番号等を記載することもできる。

様式第七号の三その一を次のように改める。

第 号
(番号又は記号)

家畜体外受精卵証明書

交配した種畜	種畜証明書番号		等級	
	名 前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品 種			
卵巣を採取した雌畜（そのとたいから卵巣を採取した雌畜を含む。）	名 前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品 種			
	(個体識別番号)			
家畜人工授精用精液証明書番号				
体 外 授 精 年 月 日				
体 外 受 精 卵 検 査 年 月 日				
卵巣を採取した雌畜（そのとたいから卵巣を採取した雌畜を含む。）の飼養者の氏名又は名称及び住所				
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）、住所及び氏名		印		

(日本産業規格A6)

備考

- この証明書は、家畜体外受精卵の容器に添付すること。
- 体外受精卵を凍結処理した場合は、用紙の右肩に「凍結」と記載すること。
- この証明書が添付されている容器の体外受精卵の移植を受けた雌畜の飼養者から体外受精卵移植証明書の交付を要求されたときは、この証明書を体外受精卵移植証明書に貼り付けること。体外受精卵移植証明書の交付を要求される前においては、この証明書を家畜人工授精簿に添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿が電磁的記録により作成されている場合にあっては、必要なときに速やかに家畜人工授精簿に記載されている事項と照合できるよう適切に保管しておくこと。
- 後代検定期間中等の種畜の精液による体外受精卵を家畜人工授精所から譲渡する時に、当該種畜の後代検定が終了し、その等級が変わっていれば、その種畜証明書番号及び種畜の等級を併記しても差し支えない。
- (番号又は記号)の欄には、家畜体外受精卵を収める容器を識別することができる番号又は記号を表示することができる。
- 牛については、(個体識別番号)の欄に個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項(平成18年法律第72号)の個体識別番号をいう。)を記載すること。
- この証明書を作成した獣医師又は家畜人工授精師は、この証明書に記載された家畜体外受精卵について、当該家畜体外受精卵の生産の事業を行う者の求めに応じ、使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限がある場合は、本証明書における任意の場所に当該制限の内容を表示することができる。なお、当該制限の内容を概要で記載の上、当該制限を表示したウェブサイトのアドレス又は当該家畜人工授精用精液の生産の事業を行う者の電話番号等を記載することもできる。
- この証明書に記載された家畜体外受精卵と分けて、本証明書のみを他人に譲渡してはならない。

様式第七号の三その二を次のように改める。

譲渡・経由の確認

譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日

（参考）移植記録

獣医師（家畜人工授精師） の登録番号（免許番号） 及び氏名	（県）第 号 図
移植を受けた雌畜の飼養 者の氏名又は名称	
移植を受けた雌畜の名称	
家畜登録機関名及び 登録番号	
品 種	
毛 色 及 び 特 徴	
移 植 年 月 日	

備考

- 1 譲渡・経由の確認の表中の「譲渡者の住所、氏名又は名称」及び「譲受者の住所、氏名又は名称」には、保存を委託している場合等はその委託先である家畜人工授精所等を併記することができる。
- 2 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

様式第七号の二その一を次のように改める。

第 号
（番号又は記号）

家畜体内受精卵証明書

交配した種畜	種畜証明書番号		等級	
	名 前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品 種			
体内受精卵を採取した雌畜	名 前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品 種			
	(個体識別番号)			
種付証明書番号又は家畜人工授精用精液証明書番号				
種付け又は精液注入年月日				
体内受精卵採取年月日				
雌畜の飼養者の氏名又は名称及び住所				
獣医師の登録番号、住所及び氏名		印		

（日本産業規格A6）

備考

- この証明書は、家畜体内受精卵の容器に添付すること。
- 体内受精卵を凍結処理した場合は、用紙の右側に「凍結」と記載すること。
- この証明書が添付されている容器の体内受精卵の移譲を受けた雌畜の飼養者から体内受精卵移譲証明書の交付を要求されたときは、この証明書を体内受精卵移譲証明書にはり付けること。体内受精卵移譲証明書の交付を要求される前においては、この証明書を家畜人工授精簿に添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿が電磁的記録により作成されている場合にあっては、必要なときに速やかに家畜人工授精簿に記録されている事項と照合できるよう適切に保管しておくこと。
- 後代検定期間中等の種畜の精液による体内受精卵を家畜人工授精所から譲渡する時に、当該種畜の後代検定が終了し、その等級が変わっていれば、その種畜証明書番号及び種畜の等級を併記しても差し支えない。
- （番号又は記号）の欄には、家畜体内受精卵を取めた容器を識別することができる番号又は記号を表示することができる。
- 牛については、（個体識別番号）の欄に個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。
- この証明書を作成した獣医師は、この証明書に記載された家畜体内受精卵について、当該家畜体内受精卵の生産の事業を行う者の求めに応じ、使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限がある場合は、本証明書における任意の場所に当該制限の内容を表示することができる。なお、当該制限の内容を概要で記載の上、当該制限を表示したウェブサイトのアドレス又は当該家畜体内受精卵の生産の事業を行う者の電話番号等を記載することもできる。
- この証明書に記載された家畜体内受精卵と分けて、本証明書のみを他人に譲渡してはならない。

様式第七号の二その二を次のように改める。

譲渡・経由の確認

譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日

（参考）移植記録

獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）及び氏名	（県）第 号 附
移植を受けた雌畜の飼養者の氏名又は名称	
移植を受けた雌畜の名称	
家畜登録機関名及び登録番号	
品 種	
毛 色 及 び 特 徴	
移 植 年 月 日	

備考

- 1 譲渡・経由の確認の表中の「譲渡者の住所、氏名又は名称」及び「譲受者の住所、氏名又は名称」には、保存を委託している場合等はその委託先である家畜人工授精所等を併記することができる。
- 2 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

（牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令の一部改正）

第二条 牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令（平成七年農林水産省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	(関係機関への証明書写しの送付) 第三条 農林水産大臣は、前条の規定により証明書を発給した場合 には、当該証明書の発給に係る家畜に係る家畜改良増殖法（昭和 二十五年法律第二百九号）<u>第三十二条の九第三項</u>の家畜登録機関 （当該家畜が馬である場合には、当該馬に係る同項の家畜登録機 関、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会）に当該証明書の写し を送付するものとする。
改 正 前	(関係機関への証明書写しの送付) 第三条 農林水産大臣は、前条の規定により証明書を発給した場合 には、当該証明書の発給に係る家畜に係る家畜改良増殖法（昭和 二十五年法律第二百九号）<u>第三十二条の二第三項</u>の家畜登録機関 （当該家畜が馬である場合には、当該馬に係る同項の家畜登録機 関、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会）に当該証明書の写し を送付するものとする。

(家畜改良増殖法に基づく家畜登録機関に関する省令の一部改正)

第三条 家畜改良増殖法に基づく家畜登録機関に関する省令（平成十三年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後		改正前	
家畜改良増殖法第三十二条の九第三項に規定する家畜登録機関の名称及び住所は、次のとおりとする。		家畜改良増殖法第三十二条の二第三項に規定する家畜登録機関の名称及び住所は、次のとおりとする。	
名称	(略)	名称	(略)
住所	(略)	住所	(略)

（農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
（略）	（略）	（略）	（略）
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）	第九条第二項及び第三項、第十五条第二項並びに第三十二条の五第二項	家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）	第九条第二項及び第三項並びに第十五条第二項
（略）	（略）	（略）	（略）
別表第二（第五条関係）		別表第二（第五条関係）	
（略）	（略）	（略）	（略）
家畜改良増殖法	第九条第二項、第十五条第一項及び第三十二条の五第一項	家畜改良増殖法	第九条第二項及び第十五条第一項
（略）	（略）	（略）	（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、家畜改良増殖法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の家畜改良増殖法施行規則第四十九条第一号の規定は、令和四年一月一日以降の期間に係る報告について適用することとし、令和二年一月一日から十二月三十一日までの期間に係る報告については、同号中「別記様式第二十八号」とあるのは「別記様式第二十九号」とし、令和三年一月一日から十二月三十一日までの期間に係る報告については、同条中「一月一日」とあるのは「四月一日」とする。